

う。又總列から引離れてゐた爲に後世には引離ともいうた。その起原は不明であるが、寛文十一年三月長竹之助連房に新千石を賜はり人持並となつたのが初であらう。是より以前寛永十三年堀七郎兵衛秀通が無役人持に召出されて千石を賜はつたのも此の並なるべく、此の子右京秀林に至つては末席であること確實である。天和三年前田興十郎孝行、寶永四年本多木工政實・前田大炊孝資召出されて堀右京上列とあるから、この頃年寄衆の子息は皆この並に列したのであり、享保年間に至つては今枝主水恒明・本多頼母政恒・津田修理敬備・前田大學知雄・成瀬伊織當廣・中川八郎右衛門長裕等が召出され千石を賜はつてゐるが、これ等は何れも御家老役の子で、此の並に列したのである。然るに享保十年前田主税直躬が召出されてからは、御年寄衆の子息は此の並でなく、御家老の子息は今枝主水の格で此の並に召出されることになつた。此の後また定番頭等より昇進し、此の列に至つた者も多い。寛政七年十二月人持末席に組入を命ぜられ、年頭御禮並びに例月出仕には何れも人持の次に列した。

ヒトモトグサ 一本種 二冊。前田光高の著。國文を以て、伊勢の御師の許に宿つた人が、喜怒哀樂愛惡欲のこともを御師と問答した趣を記する。徳川家光の命によつて撰じたものといふ。

ヒナ 比那 珠洲郡布浦の内の小字。もと美那と書いた。

ヒナタニ 雜谷 羽咋郡和田の内の小字。

ヒナブリカシユウヒヤクニイツシュ 夷曲歌集百人一首 一冊。天保十一年庚子七十

三齡菅原長根(本阿彌氏)の序がある。西南宮雞馬が加賀の狂歌師百人の作を集めたもので、一頁毎に彩色版で作者の肖像とその作歌が記されてゐる。巻頭に古今亭に於ける狂歌會の圖があり、雞馬の金澤八景の詠も載せられてゐる。板元は金澤松浦善助。

ヒナマツリ 雜祭 ↓ジョウミ 上巳。

ヒニン 非人 元祿四年二月公事場の申渡により、非人等に藤内頭から非人札と稱する鑑札を交付することになり、その橋上・川原或は門側等に起臥する者を非人頭が糺し、俣川柳原及び淺野川中島村に設けた非人小屋に收容した。之を札持乞食と稱する。札持乞食にして相當の資力あるに至つた者は、その所にて自ら小屋掛をなさしめ、之を小屋持乞食といひ、妻子を有して次第に戸口が増殖した。非人小屋には非人の全數を收容し得ぬから、札持乞食でないものも居り、それを散乞食と稱した。領外から入つて來る職業的乞食は、凡べて再び領外に放逐せられた。非人小屋には別に石川郡笠舞にもあつたが、それは藩直接の施設であり、職業的乞食にまで墮落せぬ窮民をのみ收容したのである。非人の稱は明治四年八月十八日太政官達により廢せられた。

ヒニンガシラ 非人頭 承應元年加賀藩は藤内頭支配の者に就き、七人の非人頭を擇はしめ、石川郡中村領・加賀郡淺野中島村領に居屋敷を興へたが、そのうち中村は、寛文十二年六月の洪水に流失したから、笠舞村領の川原を替地とした。非人頭は金澤町中の非人を取締り、病死した非人を葬り、藤内頭に預けられてゐる囚人の捕繩を取り、武家・町方に吉事ある時米錢を乞ひ、正月・盆・節句にも

施與を求め、家業としては竹子皮の草履又は下駄の鼻緒を作つた。非人頭が郡部に出で、勸進する時は、特にヨカレ左衛門と稱することもある。

ヒンキヨミツ 非人清光 刀工に非人清光と稱するものがあり、その作が世に珍重せられる。刊本に之を播磨大掾藤原清光のことであるとすものは誤で、播磨大掾は富山の住人である。非人清光は金澤郊外笠舞の非人小屋に收容せられてゐた爲の稱で、寛文末又は延寶初年に長兵衛清光がこゝに入りたるに起り、その子長右衛門清光及び長右衛門の子長兵衛清光三代に互つてゐる。しかし非人清光として賞賛せられる佳作は延寶頃と見られるものが多いから、初の長兵衛清光であらう。

ヒンゴヤ 非人小屋 非人小屋は加賀藩の施設した救貧制度である。寛文九年領内の氣候順を失ひ、河水暴溢して、五萬八千石の田を損じ、死者十人を出し、乞食となる者亦多かつたから、前田綱紀は十月十二日より十九日に至るまで、金澤玉泉寺及び東本願寺末寺に於いて施粥を行はしめ、又各郡より入り來る窮民の數を調査せしめた。次いで翌十年綱紀は郊外野田村に幅十一間長二百四十間の地を賣して一大施行所を設けしめ、粥を窮民に給すること五月廿八日から六月十五日に至つたが、その第一日に要した白米は四十二石であつた。次いで綱紀は、彼等の中自ら生計を維持する能はざるものを收容する爲、城南笠舞村に數棟の廠舎を造り、六月廿二日より收容を開始し、七月十六日に至り千七百五十三人を數へた。これが藩末に至るまで繼續した非人小屋で、名は非人小屋であるが實は數

貧小屋であつたのである。小屋の數凡べて四十五棟、地積二町歩に及び、食物は男一日米三合、女二合、外に鹽一匁五才、味噌五才を給し、病者は男米五合、女二合五匁以上とし、兒童もそれ〴〵差等があつた。薪材一日二百目宛、冬季は五十目を増し、衣服は季節に隨ひ、太布帷子一拾一・古手絹入一を興へた。又藩外から來た窮民は待遇最も厚く、食料は病者に准じ、病めば醫藥を加へ、治癒の後衣服・旅費を興へ、人を附して領境に送り故郷に還らしめ、死する時はその本貫の明らかなる者は之を通知し、歳時に讓經供養した。非人小屋の主任は算用場奉行と町奉行で、非人小屋獄許與力數人實務に當り、本道外科の醫師を置き、足輕・小者數十人之に屬し、又收容者中より選ばれて病者の看護と火災の防備に當る者あり、男女室を興にし、兇暴なる者は檻房に拘束し、非違ある者は直に罰し又は公事場に送つた。收容者中業務に堪へる者は藁繩・寸蔭・麻かせ・草履製造等に從事せしめ、刀工清光の如き特技ある者も亦收容せられたことがある。非人小屋に收容せられるには町奉行・郡奉行の申請に基づくを普通とするが、又自ら之を請ふ者もあり、小屋附足輕も市内を巡行して飢民・棄兒を收容した。又收容者にして獨立生計の計畫を立て得た時は、若干の金穀を興へて退去するを許し、親戚故舊の懇らしむべきあれば保護扶養を命じ、奴婢として使役せんことを乞ふ者あれば之を交付した。降つて藩末に至つて慶應三年三月十九日前田慶寧は非人小屋を巡視したが、廿一日老臣村井長在を召して、その屋舎衣食の供給を改善する所あらしめ、四月九日には又窮民の